

(技術評価結果の通知と疑義の照会)【**自社のみの評価結果**】 H23.5月追加 質問期間2日
 第10条 発注機関の長は、提出された技術資料の審査を行い技術評価点を算出した後、入札参加者に通知を行うものとする。
 2 入札参加者は前項により通知された後、自らの評価点について疑義の照会をすることができるものとする。
 3 発注機関の長は、前項の照会に対して、回答するものとする。
 4 前項の規定において、評価点を修正した場合は、修正した結果を、入札参加者に通知するものとする。
 5 前1項から4項については、公告文に記載された方法で行うものとし、様式11号及び様式12号を準用するものとする。

(総合評価結果の公表と疑義照会)【**自社と他社も合わせての評価結果**】 質問期間 5日 ⇒ 3日
 第10条の2 発注機関の長は、落札者決定基準による総合評価値を算出後、必要に応じ技術審査会の審議に付し、様式4-1、様式4-2又は様式4-3を山梨県のホームページに公表するものとする。
 2 入札参加者は、前項により公表された日から3日以内に、自らの評価点について様式11号により疑義の照会をすることができるものとする。
 3 発注機関の長は、前項の照会に対し、様式12号により回答するものとし、必要に応じて技術審査会の審議に付するものとする。
 4 前項の規定において、価格以外の評価点を修正した場合は、山梨県のホームページに修正した結果を公表するものとする。

【改定理由】

公表評価結果についての疑義の照会期限 5日 ⇒ 3日

- 評価結果に対する入札参加者の質問期限日が、現行の評価結果公表後5日の場合、**契約日以降の設定**となっており、入札参加者からの質問により、評価点の誤りを確認できた際、適切な業者と契約困難になる。
- 現行において、入札参加者は自社の評価結果に対する質問期間として**2日**あり、更に自社と他の入札参加会社も合わせての評価結果(公表)に対して質問期間として5日あることから、改定後(5日⇒**3日**)においても総じて**5日**確保できる。
- 第10条は、H23年5月に評価結果公表前に評価点の誤りがあった際、評価点の修正を容易にするため、この条文が追加された経緯がある。

R7入札日程表 (抜粋)

5日

第10条

公告日	技術評価点通知	技術評価苦情申立期限 (土日除く) 評価点通知から 2日	技術評価苦情回答期限 (土日除く) 評価苦情期限から 2日	開札日	落札者決定日 開札から 1日	評価結果公表 落札決定から 1日	契約日 (土日含む) 落札決定から 7日	着工日 契約から 1日	落札決定結果に対する質問期限 (土日除く) 評価結果公表から 5日
5月12日 月	6月4日 水	6月6日 金	6月10日 火	6月10日 火	6月11日 水	6月12日 木	6月18日 水	6月19日 木	6月19日 木
5月19日 月	6月11日 水	6月13日 金	6月17日 火	6月17日 火	6月18日 水	6月19日 木	6月25日 水	6月26日 木	6月26日 木
5月26日 月	6月17日 火	6月19日 木	6月23日 月	6月23日 月	6月24日 火	6月25日 水	7月1日 火	7月2日 水	7月2日 水
6月2日 月	6月25日 水	6月27日 金	7月1日 火	7月1日 火	7月2日 水	7月3日 木	7月9日 水	7月10日 木	7月10日 木

3日

第10条の2

公告日	技術評価点通知	技術評価苦情申立期限 (土日除く) 評価点通知から 2日	技術評価苦情回答期限 (土日除く) 評価苦情期限から 2日	開札日	落札者決定日 開札から 1日	評価結果公表 落札決定から 1日	契約日 (土日含む) 落札決定から 7日	着工日 契約から 1日	落札決定結果に対する質問期限 (土日除く) 評価結果公表から 3日
5月12日 月	6月4日 水	6月6日 金	6月10日 火	6月10日 火	6月11日 水	6月12日 木	6月18日 水	6月19日 木	6月17日 火
5月19日 月	6月11日 水	6月13日 金	6月17日 火	6月17日 火	6月18日 水	6月19日 木	6月25日 水	6月26日 木	6月24日 火
5月26日 月	6月17日 火	6月19日 木	6月23日 月	6月23日 月	6月24日 火	6月25日 水	7月1日 火	7月2日 水	6月30日 月
6月2日 月	6月25日 水	6月27日 金	7月1日 火	7月1日 火	7月2日 水	7月3日 木	7月9日 水	7月10日 木	7月8日 火